

平成25年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成25年9月 9日

閉 会 平成25年9月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月12日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局長 芳賀 作 君
議会事務局次長 遠田 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4番 坂本 豊 君
5番 久慈 省 悟 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第52号 平成24年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第53号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 3 議案第54号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 4 議案第55号 平成24年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 5 議案第56号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 6 議案第57号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 7 議案第58号 平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 8 議案第59号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 9 議案第60号 平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案
- 第10 議案第61号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第62号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第12 議案第63号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第13 議案第64号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) 案

第 1 4 号 議案 第 1 号 道州制導入に反対する意見書案

第 1 5 号 議案 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第52号 平成24年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め
めるの件

日程第2 議案第53号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入
歳出決算認定を求めめるの件

日程第3 議案第54号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第4 議案第55号 平成24年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算
認定を求めめるの件

日程第5 議案第56号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第6 議案第57号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定を求めめるの件

日程第7 議案第58号 平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第8 議案第59号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定を求めめるの件

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第52号平成24年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めめるの件から日程第8、議案第59号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めめるの件までの8案を一括議題といたします。

この8案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○決算特別委員会委員長（藤田修一君） おはようございます。

決算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る9月9日、平成25年第3回定例会の初日に付託された議案第52号から議案第59号までの平成24年度各会計決算8案について、9月9日・10日の2日間にわたり審査した

ところ、採決の結果、平成24年度蓬田村一般会計歳入歳出決算外7案は多数をもって認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

○議長（木村 修君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第52号平成24年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第53号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第54号平成24年度蓬田村国民健康保特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第55号平成24年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたし

ました。

次に、議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第56号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第57号平成24年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第58号平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第59号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 議案第60号 平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第60号平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第60号、平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,583万4,000円を追加し、それぞれ21億1,487万2,000円とするものでございます。

総務課関係の主なものを説明いたします。9ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費1目一般管理費4節共済費、臨時職員社会保険料21万9,000円、これは年度内の所要額をセイケンしたところ、不足額が見込まれたので計上するものでございます。

次に、5目蓬田村議会議員選挙費71万円、これは村議会議員選挙が実施される場合を想定して計上しておくものでございます。

13ページお願いします。

9款消防費1目非常備消防費18節備品購入費防火衣等購入費45万5,000円、ヘッドライト購入費45万5,000円の減、これはヘッドライト購入の残額が出る見込みとなりましたので、その辺を防火衣の購入に充てるものでございます。

なお、これは消防団員安全装備品整備等助成事業の100%助成事業でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 健康福祉課の主な歳出部分についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

下段の3款民生費1目の児童福祉総務費です。その13節新たに子ども・子育て支援に伴う新制度のシステムの導入費として577万5,000円です。

次のページお開きください。

同じく4目保育所費として19節保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金として136万5,000円です。

続いて、4款衛生費2の予防費です。13節広域予防接種委託料として50万円です。そ

の下の19節負担金補助及び交付金125万4,000円です。内訳としてはロタウイルスの予防接種助成金として84万円、ヒブワクチン等の予防接種助成金として1万4,000円、ピロリ菌検査助成金として40万円になっています。

次に、3目の環境衛生費13節のごみ収集運搬委託料として24万円計上しています。

次に、9目のふれあいセンター費として13節よもぎ温泉内照式看板工事費として69万8,000円を計上しています。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 産業振興課関連を説明いたします。11ページをお開き願います。

下段の6の2の1林業総務費の19節負担金補助及び交付金1,457万1,000円、分収林間伐材等交付金、これについては阿弥陀川部分林、蓬田部分林組合にそれぞれ交付いたします。

続きまして、12ページをお開き願います。

6の3水産業費、7の賃金707万円、海岸漂着物対策推進事業人夫賃、以下総額で1,000万円を計上しております。これは国からの100%の事業費になります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係についてご説明をさせていただきます。11ページお開き願います。

6目農村総合整備推進費184万3,000円を計上しておりますが、これは瀬辺地・広瀬地区農村公園の整備費でございます。

12ページお開き願います。

下段ですけれども、道路維持費170万1,000円を計上しておりますが、これは舗装と村道維持管理工事費でございます。

そして、その下、2目除排雪費153万1,000円を計上しておりますが、これは主に除雪機械の修繕等の経費でございます。

それから、15ページお開き願います。

中段ですけれども、農業用施設災害復旧費でございますが、これは瀬辺地地区用水路の復旧工事費といたしまして77万5,000円を計上してございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 教育課関係の補正を説明いたします。13ページをお願いしま

す。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、15節の工事請負費、郷沢スクールバス停移設工事費52万5,000円、これは地権者から移動してくださいという要望で、ここで5年前に死亡事故があった場所です。それでどうしても今気持ち的に納得いかないので、自分がスクールバス停を貸したおかげで子どもが亡くなったというような気持ちですごくさいなまれているということで、移動してくださいという地権者の要望で移設するものです。

その下、小学校費です。消耗品費16万、これは消火器の新品の、消火器の期限切れに伴う購入費です。その下、修繕料、浄化槽原水ポンプの修理代6万3,000円。その下委託料ですけれども、小学校オイルタンク内洗浄委託料、ホームタンク4台と、それから2,000リットル入るタンク1台分の配管等を洗浄するものです。

次のページをお願いします。

小学校費の工事請負費、小学校ごみ置き場新設工事費、住宅を解体したんですけれども、そこのごみ置き場の老朽化に伴い解体しました。それでプレハブのごみ置き場を校門の山側のほうに設置するものです。39万9,000円。その下、小学校窓防雪設備工事費、雪が中庭に落ちてくると窓いっぱいになりますので、それに板を取りつけるように、ただ普通の木材ではなく透明性のあるポリ材を使った板、それを取りつけできるようにするというものでございます。

その下、備品購入費50万2,000円、この内訳ですけれども、プロジェクター、投影機、拡大するものですけれども、15万2,000円。それから小学校野球の練習のために使うバッティングマシン35万円、中学校にあるのですけれども小学校にないということで予算計上したいということです。その下、教育振興費の18節備品購入費です。ソフトライセンス購入費、これはパソコンの一太郎のソフトの部分を購入するということで13万7,000円。

その下、中学校費の15節工事請負費、バスケットボード取りかえ工事、老朽化してボルトも何もきかないようになっていきますので、新品のものを取りつけるということです。その下、オイルタンク交換工事費、840リッターぐらい入るタンク、もう15年ぐらい前のタンクなんですけれども、さびて修理もきかない状況になっています。それで2台、新品に取りかえるというものです。

社会教育費のふるさと総合センター費、工事請負費、循環ポンプ交換工事費、これは

3基分です。暖房用の循環ポンプ49万1,000円。その下、ガステーブルの購入費5万円、これは2台分です。

次のページをお願いします。3目のトレーニングセンター管理費、工事請負費、オイルタンク交換工事費17万4,000円、これは3基分です。450リッターのホームタンク3台分、それを取りかえるということです。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） 3点について質問させていただきます。

まず、11ページの農地費ですけれども、工事請負費は委託料に組み替えになっていますけれども、この内容について説明求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） これはですね、今現在蓬田地区の基盤整備事業やっているのですけれども、委託料のほうに67万2,000円、これは当初は工事が道路と側溝を一緒にやるつもりであったんですけれども、頭首工のほうも県のほうで整備をするということで、最初に道路だけを最初にまずつくと、そしてその後に側溝を入れるという工事になりました。それで監理、監理が2本になればちょっとふえるということで工事費を減額をして委託料に回したということでございます。

○議長（木村 修君） 7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） 工事費で予算化したもので、簡単に減額して工事費、委託料ということですので、少し疑問に思ったわけです。委託料ということになると工事費じゃなく監理者にいくわけですから、その辺の内容についてやっぱり報告ちゃんとしてもらわないと、これがひとつよろしくお願い申し上げます。

次に、12ページ、水産業費に関連してご質問いたします。

けさの新聞、東日報見ますと、きのうの一般質問のやりとりが盛大に、大々的な見出しで東日報に掲載されていました。皆さん、住民の関心、それから関係者の関心度が高いものだと思いますけれども、私からは、きのうその中で、村長の答弁の中で公害の問題のところ藤田さんの質問の中で流域の汚染されている公害の問題が質問あったわけですけれども、村長はその答弁の中で同じ産業の、蓬田の主産業ですから農地、農家の方に少し我慢していただきたいと、そういうふうな発言が、答弁があったと私思いましたけれども、あそこの板木沢の流域は大きいため池、あそこあるわけですけれども、あのため池は通称瀬辺地の大堤、大きい堤という意味の大堤という堤でございませう。その

ため池は以前にも大変公害が出た地域でございます。皆さん知っていると思いますけれども、坂本養鶏さんがあそこにできたときですね、鶏ふんの生捨てがありました。当時はそれでいいと思ってやったわけですが、その後鶏ふんの、生捨てした鶏ふんが直接あのため池に入ったわけです。それであるときですね、非常に川まで汚染されて海水浴場まで汚染されるという意味で水質を大分全部検査した、その経緯があります。海水浴場まで汚染されているだろうと。確かにイタリ沢の川の出口、河口付近にはかなりの汚染された砂が黒くなって汚染された経緯があります。

したがいまして、今の現状、現場、現状の堆肥置き場設置する場所として役場のほうでは考えているみたいですが、今の残渣の置き場、あれから出ている海水の影響にかなりの下流の草地が枯れている現状が見えています。それで地域の農家、あれを利用している農家あたりは非常に心配しています。

したがいまして、去る9月10日の日でしたか、関係者が議会まで来て何とかしていただきたいということで陳情ありました。皆さん知っていると思いますけれども、そういうあれも来ていましたので、その点について、あの場所でやるのは、それから下流に対する対策をどう考えているのか、村長に答弁いただきます。（「休憩」の声あり）

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を閉じて会議を再開します。

村長。

○村長（古川正隆君） きのうの議会で坂本 豊議員の質問にも答えように水質検査をして、それによって対処していきます。

○議長（木村 修君） 7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） そうしますと、結局あの沢に水が流れる、板木沢の沢ですね、あそこに設置、施設を来年の5月までに完成するという村長の答弁でしたけれども、あそここの場所に設置する予定ですか。もしくはですね、私に言わせると、あそこにはイシカという沢がもう一本あります。直接大きいため池に直接流れていかない沢が、もう一本あります。やはりそういうところをちゃんと調査して、やはり下流の住民に迷惑のかからないような施設をつくっていただきたいと、こう思うわけです。村長、いかがですか。

(「休憩お願いします」の声あり)

○議長(木村 修君) 暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長(木村 修君) 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長、答弁。

○村長(古川正隆君) 水質調査、環境調査をしですね、最適なところに建設していきたいと思います。

○議長(木村 修君) 7番山舘清剛君。

○7番(山舘清剛君) 今の村長の答弁で、やはり住民に汚染されない、公害の出ない場所に今の残渣処理施設を設置していただきたいのが地域の代表として申し入れしておきたいわけです。

今、村長は調査して場所をこれから設定するということですから、安心して住民にそういうふうな報告をしておきます。以上です。

○議長(木村 修君) ほかに質疑ありませんか。2番藤田修一君。

○2番(藤田修一君) 今と同じく農林水産業費のことですけれども、きのうの一般質問でも申し上げましたけれども、村長が5月には完成して安心して漁師の方が操業できる体制をつくりたいというふうなお話をなされました。にもかかわらず今回のこの補正予算にはそういう調査の、調査等の財源が盛り込まれていませんので、これからでもいいですから、ぜひ農林水産業費の中でこれを加えるというふうなことは考えて、その調査費等の予算を加えるというふうなことは考えていないのかお聞きいたします。

○議長(木村 修君) 産業振興課長。

○産業振興課長(坂本 勲君) 必要に応じまして専決とかそういう措置をしていきながら……(「専決」の声あり) いや、済みません。臨時議会とかで予算計上をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(木村 修君) 2番藤田修一君。

○2番(藤田修一君) これから補正、臨時議会とかそういうふうなことで対応していきたいというふうな話、ちらっと専決という言葉出ましたので、これは十分注意しておきます。新しい事業やるために専決なんてとんでもない話ですよ。そういう傾向があるか

ら間違い起きるんですよ。申し上げておきます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） 災害復旧費のことで質問させていただきます。

8月に入って8・9の大雨、18・19の大雨ですか、最近では17・18の大雨って3回目の雨量の大きい豪雨があったわけでございます。それによって農地の災害、河川の災害、非常に多かったものだと思いますけれども、この議会には予算化全くされていませんけれども、その把握をしていましたらどのくらいの農地の災害、それから河川の災害などが発生しておったのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 今回の9月の予算にはちょっと間に合いませんでした。というのは、きょう現在で、約31カ所、河川、農道、農地、農業用施設約31カ所ほどありまして、現在も現場を見ていただいて調査をしているところでございます。それで私もお願いしていますが、後ほど議員の皆さんに中身をちょっと説明いたしまして、そしてご了解を得て、機会があれば臨時議会を開いていただいて、そして議決をいただいて早目に措置をしたいと、こう考えております。

それで後ほど、議長にもお願いしますけれど、若干議会後に詳細について説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） 蓬田地区には2級河川が2カ所ほどありますけれども、これは県単の事業です。県の関係ですけれども、そちらのほうの調査も進んでいるだと思いますけれども、その辺の内容についてお聞かせ願えれば、何カ所ぐらい県単のほうの事業が2級河川のほうであるのか。

それから、例えば上流のほう、川の上流のほうにいきますと村単の管理の河川ありますけれども、そっちのほうの被害もこれから把握をしますとやっていただけるのかどうかをお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 県単については阿弥陀川の、阿弥陀川、これはですね、土のうを巻いて、また大雨が来ればだめだということで地権者の方からも依頼がありまして、9月の20日過ぎには稲刈りに入ります。その間にまた雨が降ればまた大変だということで県にお願いして、とりあえず応急処置といたしまして土のうを巻いております。そし

て本人からもご了解を得ております。

あと、村単、それから瀬辺地については瀬辺地川、これもちよっと奥のほうがですね、右岸が割れて、県の担当のほうに見てもらって写真も撮って、災害対応ということで依頼をしております。

あと、そのほか高根の西股沢が若干割れておりまして、そこが現場を見てもらって予算の議決をいただければ直ちに工事に着工するというところで話を進めております。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 10ページお願いします。環境衛生費、13節24万というごみ収集運搬の委託料が追加されております。これは当初予算が不足して24万円追加したのか。また、どういふごみが追加になって運搬されて24万追加になったのか、ご説明お願いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 最終処分場が24年度で終了しまして、村で直接受ける不燃ごみの分の予算であります。内訳的には、まず月2万円ぐらいで12カ月掛けて24万計上しています。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 13ページお願いします。消防費の中で1款18節、ヘッドライトの購入費で当初予算21万見ていました。そして6月の補正に78万8,000円という金額が、ヘッドライト購入費の中で消防団員みんなにつけていただきたいという総務課長の意見でございましたけれども、ここにきてヘッドライトの購入費を45万5,000円減額して、その分が防火衣の購入費に回したけれども、45万5,000円減額、かからなくなったということだと思えるのですけれども、6月補正の78万8,000円のこの見積もり金額の中でみんなの分購入することができるんですか。減額した金額。これで減額しても。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 回答します。

6月時点では消防団員安全装備品整備等助成事業でヘルメットのほうが購入できるものと思っていたけれど、それができなくなったということで、その分をヘッドライトに移した。ところがヘッドライト、今現在になればヘッドライト購入した後でも45万5,000円の残が出るということで、これは100%事業ですので、全部消化するために、そ

れを防火衣のほうへ今移すと、そういうことでございます。

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） では、今の答弁の中でヘッドライトの購入の部分に関してヘッドライトは購入できたと理解していいのですか。ヘッドライト購入はしますよと、結局しなかった、しないことにしたということですか。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。

6月の補正の時点ではヘルメットの購入が購入費が消防団員安全装備品整備等助成事業に該当しないということがわかりましたので、その分をヘッドライト購入費に加算したものでございます。それでその後ヘッドライトの購入に向けて精査したところ、ヘッドライト購入費が45万5,000円の残が出ると、その分を無駄にしないように防火衣等購入費に充てたものでございます。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 済みません。消防費の関連で非常に申しわけありませんけれども、観閲式のときに操法を行われているのですけれども、消防団の団員の中でも操法の選手たちが履くズック等で、買っていただけるとかどうのこうのといううわさがあったのですけれども、なかなか役場のほうでは用意できなかったと聞いております。その辺のところ、やはり今後考えていただいて、大分何年もたって古しくなってもいいと思いますので、これはお願いになると思いますけれども、そういう考えはないかお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。

それについては、来年の操法に向けて準備する予定となっております。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 10ページの予防費のピロリ菌検査助成金10万円についてお伺い

たします。これは、助成の内訳はどのようになっているのでしょうか。何割ぐらい助成するということになるんですか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 役場のほうでは採血による検査が約4,000円、その分を助成すると、全額助成するわけであります。あと、別な方法として採血以外にもあるのですけれども、4,000円を上限にして助成をするということであります。以上です。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） それで検査の結果、ピロリ菌があるということになれば、当然治療になるわけですが、その治療費の助成ということは考えてはいないのでしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） その点については、考えておりません。そうなれば、保険対象になりますので、その点について今ところは考えていません。考えていません。以上です。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ピロリ菌の検査は保険の対象になっていないので助成するということでしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） そうです。そのとおりです。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第61号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 議案第61号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,224万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4億9,073万円といたします。

5ページ、歳入をお開き願います。

1款国民健康保険税の一般、そして退職者の保険税は合わせまして1,156万5,000円です。

3款国庫支出金は1項の国庫負担金を226万2,000円、2項の国庫補助金を63万6,000円補正いたしました。

6ページ。4款療養給付費などの交付金を714万円、そして6款県支出金を63万7,000円補正いたしました。

10款です。1項は24年度からの繰越金の6,000円でございます。

続いて、7ページ、歳出でございます。

2款保険給付費は、1項療養諸費を700万円、そして2項高額療養費を150万円補正いたしました。これは医療費の増加に伴うものです。

そして、3款、6款、11款につきましては、額の確定に伴う補正でございます。詳細につきましては、右説明欄のとおりでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

算（第2号）案

- 議長（木村 修君） 日程第11、議案第62号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長（柿崎真人君） 議案第62号、平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成25年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、予算総額を1億362万8,000円とするものでございます。

6ページお開き願います。歳入ですが、一般会計繰入金を30万6,000円減額し、繰越金42万8,000円を計上してございます。

次のページお開き願います。歳出ですけれども、一般管理費といたしまして電気料及び過誤納還付金合わせて12万2,000円を計上しております。以上です。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第63号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算
（第2号）案

- 議長（木村 修君） 日程第12、議案第63号平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 住民課長（山谷美代子君） それでは、議案第63号平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億9,160万1,000円といたします。

5ページ、歳入をお開きください。7款、24年度からの繰越金でございます。739万

8,000円の補正でございます。

次に、6ページの歳出につきまして、4款1項基金積立金が538万3,000円、7款1項2目償還金201万5,000円の補正でございます。詳細につきましては、右説明欄のとおりでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第64号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第64号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 議案第64号、平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ8,862万9,000円となります。

5ページ、歳入をお開き願います。4款1項は前年度からの繰越金43万5,000円でございます。

6ページ、歳出につきましては、3款諸支出金33万5,000円、そして4款予備費として10万円補正いたしております。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議案第1号 道州制導入に反対する意見書案

○議長(木村 修君) 日程第14、発議案第1号道州制導入に反対する意見書案を議題といたします。

提出者の藤田修一君より説明を求めます。藤田修一君。

○2番(藤田修一君) 発議案を読み上げます。

道州制導入に断固反対する意見書(案)

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論も行われないうまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、

到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々蓬田村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

何とぞ慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第15 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第15、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いします。

○村長（古川正隆君） 今定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

提案いたしました全議案について可決していただきまして、まことにありがとうございました。今後とも議員の皆さんには、行政全般にわたりご指導ご鞭撻のほどをよろし

くお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、平成25年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員